

福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、法令等に定めがあるもののほか、出資者等としての立場において、県の公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導について必要な事項を定め、もって公社等外郭団体の設立及び運営の適正化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において公社等外郭団体とは、知事、公安委員会及び教育委員会の所管に属する団体で、次のいずれかに該当する別記1の団体をいう。

- (1) 県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の50パーセント以上の団体
- (2) 県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の25パーセント以上であり県の出資割合が最も大きく、かつ県が補助金や委託費などの財政支出等を行う団体（国、特殊法人等（以下「国等」という。）の関与が強く、国等の指導に委ねることが適当と認められる団体を除く。）
- (3) 前2号で定めるもののほか、県の行政との密接な関連を有しており、適切な指導が必要な団体

2 この要綱において所管部長とは、公社等外郭団体を所管する福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号）第8条第1項に規定する部長、福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）第2条第1項に規定する部長及び福岡県教育庁副教育長をいう。

（所管部長の責務）

第3条 所管部長は、所管する公社等外郭団体の設立に当たっては、法令に基づいて、又は出資者等として必要な検討、指導等を行うとともに、設立後においても所管する公社等外郭団体に対し、自主性を尊重しつつ設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ効率的に運営されるよう、常に適切な指導を行うものとする。

（総務部長による調整等）

第4条 総務部長は、公社等外郭団体の設立及び運営に関し全庁的、中長期的な視点から必要な調整を行うものとする。

（設立に係る留意事項）

第5条 県が公社等外郭団体を設立する場合には、所管部長は、次の事項に留意することとし、別に定めるところにより総務部長に協議しなければならない。

- (1) 県が関与することが適当な事業内容や事業目的であること。
- (2) 既存の公社等外郭団体の活用によっては対応できないこと。
- (3) 事業計画、資金計画等の調査検討が十分なされており、基本財産等の運用益や事業収益等による独立採算を基本とした経営が可能であること。
- (4) 県の出資金及び出捐金の規模及びその割合が適当であること。
- (5) 経営責任が明確であり、民間企業の能率的な経営手法やノウハウを活用した効率的かつ弾力的な運営体制が確保されること。
- (6) 設立に当たっての基本的事項について、関係者間で合意がなされていること。

(運営指導に係る留意事項)

第6条 所管部長は、常に公社等外郭団体の運営状況を把握し、次の事項に留意して、公社等外郭団体の運営指導を行わなければならない。

(1) 公社等外郭団体の再編整備

- ① 設立目的を達成したものは廃止すること。
- ② 情勢の変化に伴い必要性の低下したものは縮小すること。
- ③ 設立目的や事業内容が類似のものは統合すること。

(2) 公社等外郭団体の事業運営

- ① 将来を見通した計画的な事業運営を行うこと。
- ② 経営責任の明確化を図ること。
- ③ 民間企業の能率的な経営手法を最大限取り入れた効率的な事業運営を行うこと。
- ④ 公社等外郭団体としての使命感と企業的経営感覚の導入を図るため、役員及び職員の意識改革を行うこと。

(3) 公社等外郭団体の組織の簡素・効率化及び役職員の適正配置

- ① 事業内容や事務量の変化に即応し得る弾力的かつ効率的な組織とすること。特に、管理部門の縮小や公社等外郭団体間の類似業務の共同処理を行うこと。
- ② 役員及び職員については、少数精鋭主義を基本とし、事務量の増減に応じた弾力的な配置に努めるとともに、公社等外郭団体間の人事交流を検討すること。
- ③ 民間の経営ノウハウを有する者を積極的に役員へ登用すること。
- ④ 長期安定的な事業が見込めない公社等外郭団体については、将来の事業終息等を踏まえ、プロパー職員の採用は行わないこと。

(4) 中期経営計画等の策定

- ① おおむね3年から5年程度の中期経営計画を策定すること。
- ② 経営状況が悪化した場合等においては、抜本的な見直しを内容とした経営改善計画を策定すること。
- ③ 策定した中期経営計画等については、公表を行うこと。

(5) 情報公開

- ① 業務、財務に関する情報をインターネットを活用して積極的に公開すること。

(協議・報告)

第7条 所管部長は、公社等外郭団体が次に掲げる事項を行おうとする場合には、当該公社等外郭団体に対し事前に協議又は報告を求めるものとする。

- (1) 廃止又は統合
- (2) 定款又は寄附行為の変更
- (3) 諸規程の制定及び改廃（軽微なものを除く）
- (4) 業務運営の基本方針、中期経営計画及び経営改善計画の策定又は変更
- (5) 各年度の予算及び事業計画の作成又は変更
- (6) 決算報告又は事業報告
- (7) 基本財産の造成又は処分
- (8) 営利企業への出資、株式の取得、外債若しくは社債の購入、便宜供与、固定資産、高額な動産その他の重要な財産の取得又は処分等
- (9) 役員の選任又は解任
- (10) 組織の新設又は改廃
- (11) 職員数の変更
- (12) プロパー職員の採用

(13) 前各号に定めるもののほか、公社等外郭団体の運営に係る重要な事項の決定

2 所管部長は、前項の協議等があった場合は、別に定めるところにより総務部長に協議又は報告を行い、当該公社等外郭団体に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。

(業務状況の報告及び実地調査)

第8条 所管部長は、必要があると認めるときは、公社等外郭団体に対し、報告や資料の提出を求め、又はその職員をして実地に調査させるものとする。

(その他の団体に対する指導等)

第9条 所管部長は、公社等外郭団体以外の団体であって県が基本財産の一部を出資又は出捐している団体についても、必要な範囲において、公社等外郭団体に準じて指導を行うものとする。

(書類の整備)

第10条 所管部長は、公社等外郭団体に対する指導をより適切なものとするために、法令に定めるもののほか、次に掲げる書類を常に備えつけ、整理しておかなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 当該事業年度の事業計画及び予算
- (3) 前事業年度の運営状況及び決算
- (4) 組織並びに役員及び職員の状況
- (5) 業務運営の基本指針、中期経営計画及び経営改善計画
- (6) その他公社等外郭団体の運営に係る重要事項

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年10月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年8月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成２１年９月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成２３年２月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成２３年５月２日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 7 年 4 月 5 日から施行する。

別記 1（第 2 条関係）

平成筑豊鉄道株式会社

公益財団法人福岡県国際交流センター

公益財団法人アクロス福岡

公益財団法人福岡県女性財団

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金

公益財団法人福岡県動物愛護センター

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

社会福祉法人福岡県厚生事業団

公益財団法人福岡県人権啓発情報センター

公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター

公益財団法人福岡県中小企業振興センター

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

公益財団法人飯塚研究開発機構

公益財団法人福岡県農業振興推進機構

公益財団法人福岡県水源の森基金

公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金

公益財団法人福岡県建設技術情報センター

福岡北九州高速道路公社

福岡県道路公社

公益財団法人福岡県下水道管理センター

福岡県住宅供給公社

公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター

公益財団法人福岡県スポーツ振興センター

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団